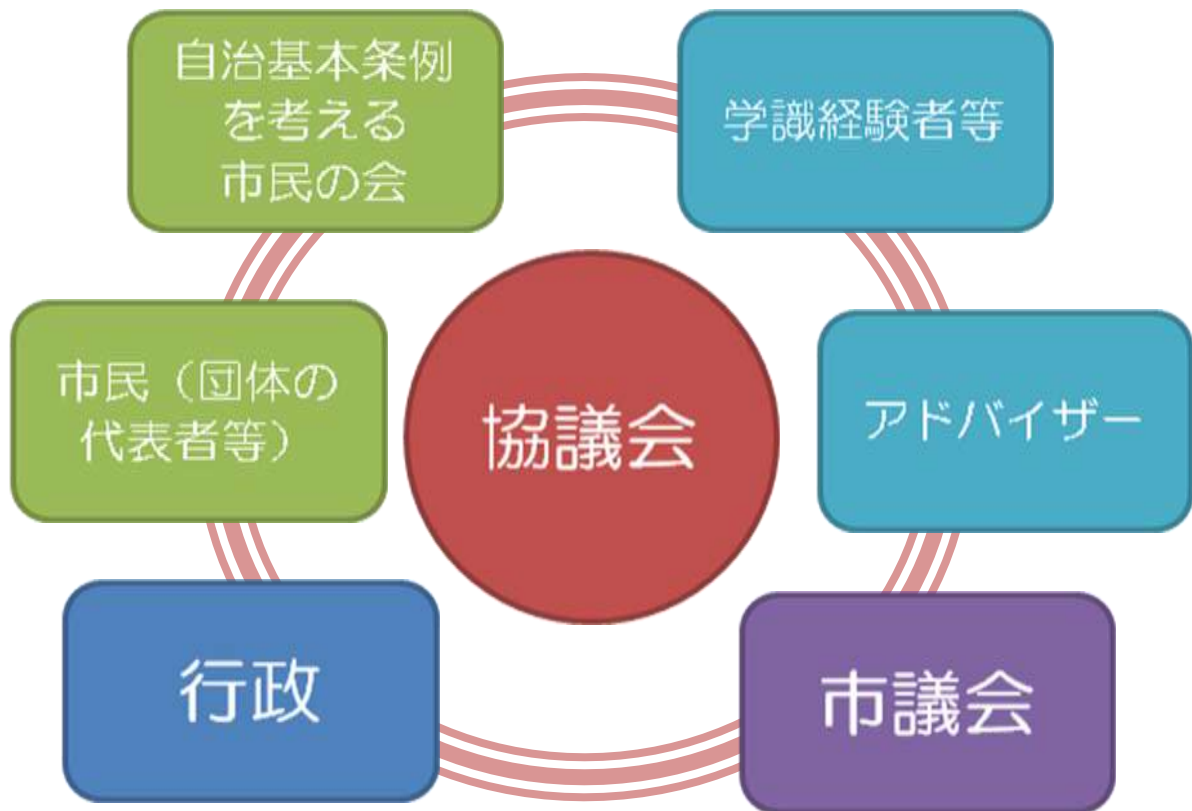


どんなふう  
つくっていくの？

市民の皆さんのご意見・ご提言を踏まえて素案を作成します

一般公募の市民委員から成る「市民の会」が、一般市民の皆さんからいただいたご意見・ご提言を踏まえて、条例に盛り込むべき「基本的な考え方」を取りまとめ、市長あてに提言書として提出します。

市長は提言書を受けて、議会の代表や市民の会の代表、行政の代表、市民（団体の代表者等）、学識経験者などさまざまな立場の方が参加する「（仮称）自治基本条例素案検討協議会」に条例素案の作成を依頼します。



## 自治基本条例を考える市民の会とは



平成 23 年、「市民参加のまちづくり」を進めるため、「共生と共創のまちづくりもばら市民塾」を開催。39 名もの受講生が参加し、本市の行政や議会のしくみ、「協働」や「市民参画」など、まちづくりに関する基礎知識について学び合いました。

これを実践に移し、まちづくりの理念や基本的ルールを定めた「自治基本条例」について検討するため、「市民の会」委員を公募したところ、新たに加わった 15 名を含む 35 名から応募があり、平成 24 年 1 月に「市民の会」が設置されました。

おおむね月に 2 回、これまでに 30 回近くの会議を重ねており、現在は 30 名の委員が「議会」「行政」「地域自治・市民」の 3 つの分科会に分かれて、「市民参加のまちづくり」を進めていくための基本的ルールである「自治基本条例」に盛り込むべき「基本的な考え方」についての検討作業を進めています。